

第6次草津市総合計画第2期基本計画 策定方針（案）

1 策定の趣旨

令和3年（2021）年度から令和14（2032）年度までを計画期間とする第6次草津市総合計画では、「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を将来に描くまちの姿として掲げ、人や地域の絆を大切にし、誰もが生きがいをもち、健やかで幸せを感じられるまちづくりを進めることとしています。

第6次草津市総合計画において、令和14（2032）年度の将来像を目指す基本構想の下に策定する基本計画は、市長の任期との整合を図る目的から計画期間を3期に分けています。現在取り組んでいる草津市総合計画第1期基本計画（以下「第1期基本計画」という。）の計画期間は令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までとなっており、第1期基本計画の計画期間終了後も、総合計画に基づく計画的な行政運営を行っていく必要があります。

本市では、全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、人口は今なお増加していますが、すでに超高齢社会を迎えており、また、生産年齢人口比率の低下などによる人口構造の変化や一部の地域では、すでに人口減少が進行するなど課題が現れていることから、今後は、人口減少局面で生じる様々な課題の影響を最小限に食い止めつつ、本市の持つ強みを生かし、さらに魅力的で持続可能なまちを目指した取組をより一層進める必要があります。

第1期基本計画の進捗状況を踏まえ、中長期的な視点で市内外における状況を把握しながら、地域の課題を解決し、よりよい市民サービスの提供を行うべく、市民の皆さま、各関係団体等との連携・協力のもと、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間を計画期間とする第6次総合計画第2期基本計画（以下「第2期基本計画」という。）を策定します。

2 計画の目標年次および構成等

（1）第6次草津市総合計画における第2期基本計画の位置付け

① 基本構想

基本構想は、令和3（2021）年度～令和14（2032）年度（12年間）までを構想期間としており、本市の目指すまちの将来都市像とその実現のための施策の基本的な方向性を示しています。

② 基本計画

基本構想に基づき、役割分担、目標値や目指すべき姿を示します。基本計画の計画期間は、市長の任期との整合を図るため、基準となる計画期間を4年としており、第2期基本計画は令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間を計画期間とします。

【第6次総合計画の計画期間】

第6次 草津市総合計画	年度											
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
基本構想	構想期間											
基本計画	第1期											
					第2期							
									第3期			

(2) 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体的な計画づくり

第6次総合計画の計画期間中に人口が減少する見込みであることから、人口減少対策、地方創生の取組をより一層進めるため、第1期基本計画および第2期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略と同じく、本市の次期総合戦略を、第2期基本計画と一体的に策定します。次期総合戦略の策定にあたっては、国が令和4年に策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」および県が令和5年度に改定する滋賀県版総合戦略「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」を勘案して策定します。

3 根拠法令等

本市では、「草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）」において総合計画の策定義務を規定し、また、「草津市議会基本条例（平成26年草津市条例第44号）」において、総合計画に関して、基本構想および基本計画（方針・施策に限る。）を議会の議決事件として規定しています。

また、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」において、市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

4 策定の視点

第2期基本計画の策定にあたっては、市民参加を得ながら、積極的な情報公開の下、策定の過程、策定後の評価や進捗にも市民と行政が互いに情報を共有し、柔軟な発想で市民が誇れるまちをつくりあげるために下記の視点をもって策定します。

(1) 市民にわかりやすい計画づくり

総合計画の将来像を目指し、将来目標を市民と共有しておくことが必要であることから、第1期基本計画に引き続き、計画内容を市民にわかりやすい形で提示していきます。

(2) 市民との協働による計画づくり

市民の課題や市の抱える課題を解決し、誰もがもっと暮らしやすいまちづくりをするための計画策定を目指すため、市民との情報の共有や対話を通じた共通認識のもと、市民と行政が一体となった計画づくりを行います。

(3) 第1期基本計画の成果を反映した計画づくり

第2期基本計画策定時点における第1期基本計画の成果を評価・総括し、その進捗状況を踏まえた次期計画とするとともに、基本構想の目標年次と将来像を見据え、第1期基本計画の体系を必要に応じて再構築し、第2期基本計画を策定します。

(4) 情勢変化を踏まえた柔軟かつ慎重な計画づくり

DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速、ウェルビーイングの概念の全国的な広まり等を踏まえながら、社会情勢の変化を柔軟に捉えつつ、第2期基本計画の検討を行うこととします。

5 策定体制等

(1) 市民参加

草津市自治体基本条例に基づき、市民参加を得た総合計画の策定を進めるため、様々な手法により、計画策定の各段階において市民参画の機会が得られるように取り組みます。

① 総合計画策定市民会議

行政と市民などが役割を分担し、協働によるまちづくりを進めるため、公募市民や各団体等で構成する総合計画策定市民会議を開催し、本市の目指すまちの将来都市像の実現に向け意見交換を行います。

② 転出入者アンケート調査

転出入者がどういうきっかけや理由で転居しているかを把握するため、転出入者アンケート調査を行います。

③ 高校生アンケート調査

これからのまちづくりを担う若者の考えを把握するため、市内の高校生（2年生を対象）にアンケート調査を行います。

④ タウンミーティング

市政運営の最上位計画である総合計画について、市長が市民の皆さんと意見交換をさせていただくために、タウンミーティングを開催します。

⑤ パブリックコメント

第2期基本計画の素案を市のホームページ等で公開し、市民からの意見の募集を行い、寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、第2期基本計画の策定に活かします。

(2) 庁内検討体制

① 総合計画策定推進委員会

第2期基本計画の計画案の検討および協議等を行います。

② 総合計画策定推進委員会幹事会

第2期基本計画の計画案の検討および協議等、総合計画策定推進委員会に提出する案件についての調整等を行います。

(3) 附属機関

公募市民、公共的団体の代表や有識者等で構成する総合計画審議会において、専門的、総合的な見地から市長の諮問に答申をいただきます。

(4) 議会との関係

第2期基本計画策定の各段階において、総合計画特別委員会で審議いただき、市議会の議決を経て、第2期基本計画を策定します。

6 策定スケジュール（予定）

<令和5年度>

令和6年1月 総合計画審議会への諮問
策定方針の決定

<令和6年度>

令和6年 4月～ 総合計画策定市民会議の実施
令和6年10月 総合計画審議会からの答申
令和6年11月 パブリックコメントの実施
令和7年 3月 市議会に議案を提案
第2期基本計画の策定